

会 議 録

会議名	平成 25 年度第 5 回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成 25 年 8 月 26 日(月) 19 時 00 分～21 時 30 分	
開催場所	801 会議室	
出席者	委員	高橋委員長、野中副委員長、石山委員、井上委員、入村委員、岡本委員、長岡委員、西垣委員、原島委員、矢野委員、川村委員、小澤委員、仙澤委員、中山委員、鈴木委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1)学童保育の保育内容について (2)その他 3 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回会議録(案) ・ 学童保育業務の総合的な見直しに関する覚書 ・ 小金井市の学童保育事業を長期的な展望で見たときの直営所の役割 ・ 学童保育所運営方式の比較例 ・ 五園連ニュース ・ 学童保育業務の総合的な見直しに関する要望書について(回答) ・ 日刊「おはよう」8/23(金) 	
会議結果	1 配布資料の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 月 22 日付覚書の確認 ・ 組合から提出された小金井市の学童保育事業を長期的な展望でみた時の直営所の役割の確認 ・ 学童保育所運営方式の比較例(4 つの運営方式についてまとめた資料) ・ 五園連ニュースの写し。学童保育所の時間延長の要望はアンケートの第 3 位。 ・ 学童保育業務の総合的な見直しに関する学保連からの要望書とそれに対する市長からの回答。協議会についての意見も頂いたが特に記載はない。 ・ 組合誌「日刊おはよう」の写し。具体的な内容は今後労使で協議。 2 合意について (1) 全体的方針について 学) 協議会では一貫して「総合的な見直し」と言ってきたのに、覚書の中で「都型学童クラブ事業を踏まえ」という具体的な文言を入れた理由について聞きたい。 市) 都型学童は東京都が、開所時間・指導員の数・生活スペースの面積などについて最低限定めたものである。 学) 補助金を考慮したものではないのか。 市) 都の補助金は提案の段階で有無を示しているが、協議資料を元に都型学童	

を踏まえて検討していく。

学) 財政効果とサービスの拡充、どちらに重きを置いているのか？

市) 提案内容はサービスの拡充であり、サービスの拡充に合致するのが財政効果もある都型学童である。

学) 現在想定している財政効果が得られない状況もあり得る。「学童保育の総合的な見直し」の資料を見ると、時間延長を行うことによって交付される補助金のうち、金額にして約7割が都型学童の補助金となっているが、子ども子育て関連 3法の改正に基づいて始まる「新システム」では、国から示された費用負担に関する考え方は、国・都・市が 1/3 ずつ負担するものとなっている。これは都型学童の考え方とは大きく異なっており、資料にあるような財政効果が得られるか疑問である。もし資料にあるような財政効果が得られなかった場合、委託費を下げたり、財政効果を目的として委託のスピードを速めたりすることはあるのか。

市) サービスの拡充が大前提で提案している。歳入を確保出来ないからレベルを下げるということは考えていない。

学) 財政効果が得られないとしても都型学童を目指すのか。

市) 現時点では未定である。

(2) 開所時間の延長について

学) サービスの拡充について。時間延長は何時から何時までを考えているのか。

市) 都型では平日は 19 時まで。学校休業日は 8 時から 19 時までを考えている。今後労使や協議会で検討していきたい。

学) ニーズに基づいて調査して欲しい。

市) 東京都の調査では利用者の多くは時間延長を望んでおり、延長に対応していく傾向にある。19 時より縮める予定はない。

学) ニーズについては「子ども子育て会議」でとるアンケートを使うのか。

市) その他にも、平成 22 年度に実施したアンケートもあり、都の調査でも必要性がある。

学) 業務内容の確定はいつまでに決めるのか。

市) 平成 26 年 8 月までに決める。

学) 時間延長となれば、運営基準に書かれている保育内容に支障が出てくる。それでは遅くないか。

学) 現在は 1 年生から 3 年生までの異年齢保育を前提に運営基準をつくっている。時間延長や学年延長によって、それが変わってくるのではないか。その年の 10 月には業者選考を始めるのであれば、もっと早く決めた方がよい。

(3) 障がい児の受け入れについて

学) 障がいのある児童の受け入れについて、同じく「学童保育の総合的な見直し」によれば、トータル 101 人の受け入れを目指しているとあるが、どのように受け入れていくつもりか。

市) 目指しているのが 101 人というわけではなく、障がい児の占める割合として 6.3%という数字を、小金井市の学童保育所に通う児童数に当てはめて算出した。現在の 9 所それぞれで 2 名という定員では不十分という認識であり、各所の定員を拡大するのか、定員に含めていくのか、今後検討していきたい。

学) この件についての協議はどこでやるのか。

市) 労使というよりは業務で検討するのが適切ではないかと考えている。

(4) 学年延長について

学) 児童福祉法改正により対象児童は 6 年生までとなった。平成 27 年 4 月から実施するのか。

市) 「子ども子育て会議」の事業計画で決めていく。新制度は平成 27 年度からスタートするが、市町村ごとに計画を定めてということであり、平成 27 年 4 月からすぐに 6 年生までを受け入れるということではない。どうやっていくか、計画をつくる。

(5) 定員について

学) 小金井市の学童保育では、1 月の入所申請受付期間内で入所要件を満たしていれば、希望者は全員入所の方針であるが、平成 27 年度以降も変わらないか。

市) 全入することにより、一人当たりの床面積が 1.65 m²を割り込むとなるとどちらが適切か。「子ども子育て会議」には学保連からも推薦者を出していただくので関連した形で進めていきたい。

(6) 新しい運営の導入時期について

学) 「学童保育の総合的な見直し」に掲げていることを全て平成 27 年度からやるのは無理だと思う。何を優先していくのか。

市) 障がい児は学童保育事業としての現在の各所 2 人の定員を改善しなければいけないと思う。世論としては、定員は撤廃が良いと思うが実態として程度の重い子は受け入れられないこともあると思う。どこまで受け入れられるか検討が必要である。

学) 時間延長は都型を導入したところだけで実施するのか。それとも全学童で実施するのか。

市) 協議が整っていない。労使で協議し一定決まればお示しする。

学) 覚書を見せてもらった。

運営方式について協議会の場で議論してもらえないかとお願いしたことについて受け入れられず、労使合意が先になったことについては残念に思う。

学保連の会合は、労使協議ほどの頻度では行えないため、議論のスピードが異なる。労使間で覚書が交わされたことについては学保連の中にも情報を流しているが、それに対し学保連として今後どう対応していくかについての議論ができていない。この場には学保連を代表して来ているが、学保連としての方針が定まっていない段階で今日を迎えているので、個人的な思いと学保連の方向性が違っ

ていては困るので迷いながら発言している。

市)覚書はスタートラインに立ったという認識である。これからいろいろ協議を始め
る中で、業務内容や場所を検討して行く上で、協議会の中でも話し合っていきたい
と考えている。

学)協議することはこちらも望んでいる。要望書の回答についても学保連の中で
話をしていないし、覚書の内容も話していない。学保連の代表として来ているの
で、学保連で話をする時間が欲しい。

市)協議会はどのように進めて行ったらいいと考えているのか。

学)委託を前提とした話をするつもりはない。スケジュールを示されているので、
具体的にどのように委託の内容を決めていくのか、利用者が関われないところで
決まって行くのが不本意である。①仕様書の作成、②業者選考のための業者評
価基準の策定、③運営協議会主催による意見交換会、④委託後の評価基準の
策定、⑤小金井の学童の「ブランド」づくり、⑥運営基準の改訂、⑦委託業者の調
査、の最低限7点に関しては、委託するにしても利用者と一緒に決めて欲しい。

学)民営化するのであれば、協議会の中で話をした方が良くということで提案し
た。これ以上空転したくない。他にも必要なことがあれば出して行く。

学)8月22日に労使合意が行われたと聞いているが、7点に関しては先を見据え
てもう少し生産的な話が出来ないかということで出した。保育の維持向上は少なく
とも担保したい。

学)市の進め方に不満がある。要望書、議会ルートで訴えて行きたい。厚生文教
委員会が8月1日にあったが、川村部長から協議会の場合は委託の可否を決定す
る場ではないと発言があったが、その根拠は。

市)協議会は小金井市学童保育所運営協議会設置要領に基づいて設置されて
いる。設置要領には所掌が書かれているが、所掌にはそういったことは書かれて
いない。

学)議員懇談会では、委託に賛成の方からも、「そういう進め方があるとするなら
ば、前回の委託問題の時よりも進め方がひどい」という意見もあった。

進め方の問題もあるが、将来の学童保育、父母、利用者を見据えて、少なくとも7
項目については協議会の場で話し合っていきたいと考えている。

学)覚書について。項目2については覚書の事なのか。

市)覚書とは限らない。確認された案があれば協議会でも示していく。

学)項目3について。どのくらいが必要な期間としているのか。

市)まだ決めたわけではないが、協議会の方でも何か意見があれば。引き継ぎな
く委託ということは考えていない。引継期間の検討、やり方は市が示す必要がある
と考えている。

学)委託の是非について。協議会が、委託するかの結論を出す場でないことは認
識しているが、可能か不可能かについては言わせてもらいたい。例えば調査して
児福審の時もそうだったが、やっぱり無理と判断した場合には委託は不可能と言

わせてもらいたい。十分にいい業者が確保出来て質も維持出来るならば可能だが、きちんと調査をしてそれがクリア出来ないのであれば協議会で言わせてもらいたい。労使も大事だが協議会を尊重して欲しい。

学)「学童保育の総合的な見直しについて」のP.10の補助増加額の表について、補助金が約1億円とあるが、何も知らない人が資料を見たら都型学童クラブにしたら1億円がもらえると思い、「都型にしたら一億円」という話が一人歩きしそうな気がする。運営費補助と子育て推進交付金は公設公営でも時間延長等を行えば補助金は出るはずなので、純粹に都型学童クラブにした場合の補助金は約7400万円のはず。

市)P.11の表で解ると思う。

学)解らない、説明しないと解らない。議会においても同じ資料が配付されていると思うので、議会で説明をしてほしい。

市)機会があれば説明したい。

学)覚え書きの項目3、4、5について。現在の運営方式とは違うことを前提として書いてあるが、項目2について何故「新たな運営方式」とは書かなかったのか。項目2には運営方式としか書いてないので、直営を踏まえつつ協議出来るのかと言うことになるのか。どう解釈すれば良いのか。運営方式については直営か民営かの話し合いをする余地があるのか。必ずしも全部委託ではないとも読める。直営の可能性を残すということか。

市)労使協議では全学童委託を提案しているが、協議の結果としてこのような合意となった。全て直営という形はない。

学)覚え書きに関して、労使の間では新しい運営方式でやることに合意したと思うが、運営協議会で説明はするけれど新しい方式でやることに関しては利用者側から意見があっても別途協議することはあり得ないのか。

市)労使で合意した覚書の項目2について、指導員の立場としては全学童委託ではなく、直営学童も必要と考えているからである。そのためには委託の方法だけではなく、直営学童の職員体制とか保育内容にも関わってくるので運営方式としている。労使で作成した案を運営協議会に示し、協議会で出てきた意見を反映させ再度労使で協議するというスタンスであり、運営協議会を尊重したいという思いである。

市)将来的なことも考え、労使と話した結果合意に至ったと考えてもらいたい。

3 7項目の説明

学)①仕様書の作成。市民参加の場で一緒に作った方が良い。

②業者選考のための業者評価基準の策定。様式の作成も市民参加でやった方が良い。業者によっては経験も違うし、資金力も違う。他に評価基準があっても良

いのではないか。

③意見交換会。協議会主催の意見交換会をやるべきだろうと考えている。委託先が確定する前になるべく早く協議会として、今の利用者がどんなことを不満に思っているのか、どういう思いでいるのかを受け止める場があった方が良いと思い提案する。説明会と言う形では利用者の方から不満が残る。今ここで何を言っても変わらないのではないかという声上がり、不信感だけが残る。説明ではなく、意見を吸い上げるのが目的である。吸い上げた意見は協議会に持ち帰る。

④委託後の評価基準。委託した後、業者が適切な運営を行っているかを評価し、把握して行く必要がある。

⑤ブランド作り。小金井の学童は全国的にも評価が高い。民間にお願いするにしても、運営基準だけでは直営と同じ基準は保てない。小金井のどこの学童保育所でも、直営でも民営でも同じ保育が受けられることが大事。ブランドとは価値観を共有すること。直営でも民営でも同じ価値観で子供たちを見て欲しい。今ある学童保育の質を守って欲しい。

⑥運営基準の改訂。保育内容が変われば必要である。

⑦委託業者の調査。児福審のときも簡単な調査を行ったとあるので、その時のひな形があるのではないか。いい業者がどのくらいあるのか、どういう運営をしているのか、アンケートや調査を実施したらどうか。

市)①仕様書は示す必要があると思う。

②業者評価基準の策定。基準はここで決めるのは適切ではないと考える。選考の際の意見くらいにとどめて欲しい。

④評価後の評価基準の策定は委託する前にやる。

⑤ブランド作りについては、運営基準に小金井の学童保育が盛り込まれているのではないか。あまりイメージ出来ない。

⑥運営基準の改定はやる。

⑦調査は他の自治体に聞くやり方で実施する。

③意見交換について。運営協議会が協議の場と認識しているが、更にその他の市民を聞く意図とは何か。

学) 協議会委員以外にも言いたいことがある利用者もいる。

市) 既に労使合意があるのに話を戻すような意見を懸念する。また、内容が決まっていないので意見交換会になりにくい。

学) 何もかも決める前に意見交換会をやった方が良い。どういう話し合いをしてきたのか報告する義務はあると思う。市に説明をしてもらいたいのではない。

このままスケジュールにある来年の説明会を迎えるのは危険である。

市) 意見交換会は大事なことだが、協議会の委員の中でも納得していない人もいる中、学保連側の協議会委員が市側に立って説明出来るのか。委員が納得してい

るのであればやっても良いと思う。

学) 利用者の立場、市の立場、指導員とで立場は違う。利用者の立場では合意は尊重しているが納得はしていない。平成 27 年 4 月からは新システムが始まると思うところだけ同じ方向を向いているが、納得はしていない。

市) その状態で意見交換会は難しい。

学) 協議会の場があるのでここで話せば良いと言うのはわかるが、スケジュール案にあるようにものすごいスピードで話は進んでいる。戦時だと思っているので、意見交換会ということでやってもらえないか。生の声を行政側に知ってもらえる機会があっても良いと思う。

学) 心配されるような声は意見交換会でも出て来ると思う。意見交換会をやらなくて説明会をやっても同じである。

学) 指導員の思いは書かれているが、保護者としての思いを吸い上げる良い機会にもなる。学童に子どもが行きたくないと言ったら終わり。子どもたちが毎日楽しく通っているから親は安心して働ける。指導者たちは日々工夫しているいろんなことに取り組んでいる。意見交換会はそういうことを聞く機会になる。

質を守って行くための意見交換会でも良いと思う。

学) 指導員が中心になりこれだけの学童を作ってきたのはすごいことだと思う。父母会、子ども家庭部もそれを支えてきた。今まで一緒にやってきた人たちと一緒に意見交換会をしたいということで意見交換会を実施した方が父母を納得しやすい。

市) 前向きに検討したい。

学) 決まってから言ったら、反発が来た時に協議会でもう一度撤廃して下さいと言わざるを得なくなるかも知れない。それが怖い。

学) 今後どういう段取りで平成 27 年 4 月を迎えようとしているのか、もっと細かいスケジュールが知りたい、全体像としてどのような道筋を描いているのか示して欲しい。

市) 細かいスケジュールは今はない。

学) 具体的に次回以降話して行くことを決めた方が良い。見通しがないとどうしたら良いのかわからない。

学) 業者の調査、意見交換会をどのようにやるか。学年延長、障がい児、優先はどれか。

学) 新システムは新しい待機児童を増やす気がする。

市) 何をどういう順番でやるか整理していく。

4 次回日程

平成 25 年 9 月 17 日(火) 19 時から 801 会議室